

※「学校事故対応に関する指針」の見直しについては、資料2参照。

「第3次学校安全の推進に関する計画」 を踏まえて優先的に取り組むべき課題について

令和5年2月24日

学校安全の推進に関する有識者会議

A. 危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める方策について

■第1回会議における関連発言の概要

- 危機管理マニュアルは各学校において作成されてはいるものの、情報が古かったり、内容面に欠落している部分があったりするものもあるので、見直していくことが必要。
- 例えば危機管理マニュアルに基づいて避難訓練や点検を実施して、そこで明らかになった課題を見直していくというサイクルが重要ではないか。
- 地域全体で連携協働していく中で、学校の危機管理マニュアルや学校安全計画について学校運営協議会またはその活動の一環としての学校安全委員会の活動の中で効果的な見直しを検討していくことができるのではないか。

■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

1. (3) 危機管理マニュアルに基づく取組の充実

国は、学校が作成した危機管理マニュアルについて、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等を活用した見直しを学校及び学校設置者に対して求めるとともに、外部の有識者等の知見を加えて見直しを行う学校及び学校設置者の取組を支援する。その際、国は、最新の情勢の変化を踏まえ、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を適時更新する。

B. 学校安全を推進するための組織体制の在り方について

■第1回会議における関連発言の概要

- 学校安全に係る知識や専門性は求められる基本的なレベルが上がってきており、教員養成や教員研修の在り方を見直す必要がある。例えばAEDを用いた救命方法などは消防や日本赤十字社などと連携して教員免許を目指す学生全員に救命実習を受けられる体制づくりも重要。
- 学校の中で発生しているヒヤリハット事案を共有して教職員の危機管理意識を高めることが有効な対策につながる。
- 学校経営の中核に学校安全を位置づけ、校長自身が意識を持って研修に参加するとともに、学校安全を担う中核教員を育てて校長とともに進めていく体制づくりが必要。

■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

1. （5）学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実

国は、教職員支援機構や各都道府県等と連携しながら、校長及び学校安全の中核を担う教職員に対する学校安全に関する研修の充実を図る。

1. （6）教員養成における学校安全の学習の充実

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

C. 学校における安全教育の取組のさらなる充実について

■第1回会議における関連発言の概要

- 震災後生まれた子供たちの中には、被災地域であってももう震災は身近ではなくなっているという現状がある。災害イメージーションがない中で、質を伴った防災教育をどのように実施していくかが課題である。
- 子供主体の安全教育が浸透してきたが、良い実践事例がその学校だけで終わってしまっている。他の先生や学校にそのようなやり方が共有できるような仕組みが重要。

■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

3.（2）地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

国は、全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や実践的な避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成し周知する。等

3.（3）学校における教育手法の改善

国は、発達の段階に応じて、被災地を含めた様々なボランティア活動などの体験活動やデジタル技術を活用した学びによる安全教育の推進を図る。また、児童生徒等が楽しく前向きに取り組めるような魅力的な授業事例、教職員が活用しやすいコンパクトな授業事例の共有やその推進を図る。等

D. 学校における安全点検の在り方について

■第1回会議における関連発言の概要

- 学校現場で行われている安全点検は、専門家ではない教員が、どのような視点で何を対象にどのような基準をもって判断していくのか等を明らかにし、点検の主体と内容をしっかりと分類して、無理のない形で行えるような仕組みを構築する必要がある。

■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

4.（1）①学校における安全点検に関する手法の改善

国は、子供の視点を加えた安全点検を推進するとともに、学校管理下で発生した死亡事故や重大事故から得られた情報を基に、類似の事故の発生を防ぐため、学校向けの定期点検要領の作成について、第3次計画期間中の可能な限り早期に検討し、その普及を図る。

4.（1）②学校設置者による点検・対策の実施

国は、学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な取組を強化する。

E. 学校事故の予防に向けたデータの活用と施策の検証について

■第1回会議における関連発言の概要

- 毎年、スポーツ振興センターには災害共済給付の事業と関連して学校事故に係る膨大なデータが集積されるが、この貴重なデータについて分析が十分になされていない。このデータを分析することで、学校事故の予防につながられるのではないか。
- マクロデータ（災害共済給付のデータ）とミクロデータ（個別の事件事例）の両方をうまく活用し、例えば専門家による学校事故総合分析センターのような専門機関を設置して科学的に分析していくことも有効ではないか。
- 実効性のある対策をしていくというところでは、データの活用と、予防策が介入したときの効果の評価の仕組み作りが重要。モデル校やモデル地域を決めてから効果を検証して、予算もつけて実施すべき。

■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

3.（3）学校における教育手法の改善

安全教育についてはその効果の検証も重要であり、国は、安全教育の評価の在り方について検討を進める。

5.（1）②学校安全に係る調査の実施及びモデル事業等の成果の周知

国は、学校管理下の事故等に関する情報発信を強化するとともに、的確なタイミングで事故情報等を学校設置者及び学校と共有し、実際の学校現場における効果的な活用を推進する。具体的には、日本スポーツ振興センターに蓄積されている災害共済給付に関するデータ等について、関係府省庁間での共有を図るとともに、教科や場面に応じた分かりやすい啓発資料の周知、情報共有、効果的な活用を図る。

5.（2）科学的なアプローチによる事故予防の取組に関する取組の推進

国は、学校事故の減少に向けて、学校現場で得られる情報・データを科学的に分析し、学校現場における対策の試行・効果検証までを一体的に行う調査研究を実施するなど、AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組を推進する。